

全国首長九条の会ニュース

2022年3月3日 第33号

●発行責任者：事務局長 鹿野文永

●連絡先：〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7 神田中央ビル 303 九条の会気付 ☎03-3221-5075
fax03-3221-5076 メール：sppn3av9@hyper.ocn.ne.jp 口座番号 00190-4-635731 (全国首長九条の会)

ロシアのウクライナ侵略に抗議する

ロシアによるウクライナ侵略について、元鹿島台町長鹿野文永（当会事務局長）さんの寄稿です。

ロシアのウクライナ侵略は、言語道断。歴史を19世紀に戻すかのごとき、ロシアのウクライナ侵略には何の道理もありません。ウクライナという主権国家に軍隊を侵略させ、駐留とは19世紀後の世界の潮流に逆行しています。世界は国連憲章に謳われている通り、国際紛争は平和的話し合いで解決し、戦争という手段に訴えることを禁止しています。しかも、その後のプーチンの意思の表明は、重大な世界への挑戦です。万一、通常兵器によってロシヤへの攻撃を受けた場合は、核兵器をもってこれに応えるとは、狂気の沙汰としか理解できません。このような危機に直面し、私たちは日本国憲法第九条を高く掲げ、世界の世論と声を一つにし、ロシアのウクライナからの撤兵と内政干渉の中止を強く求めます。

以下は衆議院憲法審査会の状況報告です

毎週開催の衆院憲法審査会 「オンライン審議」で憲法条文の解釈狙う

衆院憲法審査会は、今まで予算委員会開催中には開かれませんでしたが、自民、公明、維新、国民の強引な運営の中で、2月10日から毎週開催されています。そして、突然、コロナ感染拡大などを理由に、「オンライン審議」問題が持ち出されました。コロナ感染拡大の中での国会運営は議院運営委員会で協議されてきたのですが、憲法審査会で協議が始まった背景には、緊急事態条項改憲をすすめたいということと、憲法56条1項をめぐる討論をすすめ、憲法審査会で憲法の条文について解釈を確定する実績作りがあるのでないかと思われます。自民党の新藤義孝議員は2月24日の幹事懇談会で、「オンライン審議について、次週は総括的質疑を行い、審査会としての意見をまとめたい」と発言しています。

2月24日は、緊急事態下の国会審議でオンライン出席を認めるかどうかについて、高橋和之・東大名誉教授と只野雅人・一橋大学大学院教授の憲法学者2人を参考人に招いて質疑を行いました。

憲法56条第1項は、衆参両院の定足数について「総議員の3分の1以上の出席」と定めています。

高橋氏は、「憲法は政治権力の行使を統制するものであり、権力行使の便宜のために統制を緩めればそれに比例して濫用の危険性も増大する。憲法の趣旨に反する考え方だ」と述べ、自民党などが、オンライン出席を可能にする規定の必要性を質問しましたが、高橋氏は「極端な事例を出せば、権限をどこかに大幅に委譲する以外の解決方法はなくなってしまう。1人に権限を集中するしかなくなる」と指摘する一方、国会議員の三分の二が登院出来ない状況は想定できない、立法事実はないと述べました。その上で、「緊急事態への対処の一環というなら、真正面から緊急事態の問題として提示し、国民のコンセンサスを形成し56条の議論を進めるのが筋で、憲法改正が必要だと」の考えを示しました。

参考人質疑を報道したNHKは、高橋氏の「憲法改正が必要」との部分だけを抜き出して報道しています。これは高橋氏の発言の本意をゆがめるのです。

只野氏は、56条の「出席」については「議員が議場に現存することを想定した規定だ」との見解を表明。ただ、「一定の条件のもと、やむを得ない事情があれば、議場外からの参加も可能」と述べる一方で、「どういう条件で憲法上可能なのかは、確認する必要がある」との考えを示しました。

一方、立憲民主党や日本共産党は、コロナ対策をいうなら、感染源の在日米軍基地からの封じ込めを進めるべきであると日米地位協定の改定や、憲法53条に基づく野党の臨時国会開会要求に政府が応じなかつたことを取り上げ、憲法に反する現実をただすことこそ必要だと主張しています。

新しい全国署名をおおいに広げ、立憲野党を励ますことが重要になっています。

長野県木島平元村長の柳澤萬壽雄さんと、宮城県七ヶ宿町元町長の松村行衛さんがご逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。そのため会員は129人となっています。

以下は、昨年12月12日、第2回総会と市民のつどいでの発言の要約です。

米原市長 平尾道雄さんの発言

滋賀県米原市の平尾でございます。私がいま思っているのは、このコロナ禍は災いなのです、災害なのです。そのことについて市、町の現場からはほとんど判断ができなかった。地方自治が感染症にしっかりと向き合えたかどうかというのは大きな疑問だと思っています。

私たちは、基本のところで、市民とか、生活とか、そのことを守る。憲法で言う、人権の問題です。そして生命（いのち）を守れるかどうか。この生命の問題にかかわって、私たちは、9条と言う、戦争はしない。戦争はさせないということを、しっかりと旗を掲げながらこれからも活動をしていかなくてはなりませんけれども、生命が軽んじられているのではないか、この風潮がだんだん強まっているという実感を持っています。

感染症の問題もそうですし、人権の問題、虐待や貧困やそして経済格差の問題について、私たちは、憲法をバックに、もっと丁寧な、ち密な施策を講じていかなければならぬと思っています。私たち地方自治の現場に立つものが、もっと自信を持って、もっと責任を持って、市民や住民や生命や暮らしを守る、必要な施策を自分たちの創意工夫の中で、できることから始めていく。そのことを連携する、あるいは情報交換をする。地方自治がもっと強くならなければならないとの思いにたって、互いに連携する、そういう首長九条の会の活動を期待したいと思いますし、私も賛同させていただいて、皆さんから学びを得たいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

元宜野湾市長伊波洋一さんのビデオメッセージ

私は、元宜野湾市長で、いま参議院議員の伊波洋一でございます。沖縄においては、目の前に戦争が迫ってくるのではないかと感じています。11月19日から自衛隊の総合演習がありまして、それに米軍が加わる訓練が行われています。これは台湾有事を想定した訓練で、沖縄の離島などを戦場にする対応です。わが国の国土を戦場にする前提があるということが一番の問題だと思います。もしアメリカが日本の領土から中国に対して、中国の軍隊に対して攻撃をするとしたら、あるいは在日米軍基地からミサイルを撃

つとしたら、その時点で日中共同声明や、日中平和友好条約は壊れるということを、外交防衛委員会にいますので、私はそのことをずっと言い続けてきています。

安倍・菅政権で「敵基地攻撃能力」が議論され、危険な議論だと思っていたら、誕生した岸田内閣も、この「敵基地攻撃能力」を研究する、前向きであるというようになっています。9条と言う大切なことがありながら、わが国として戦争への道を歩み続けている。

もはや日本を守っているのは、日米安保ではなくて、日中平和友好条約ではないか。「お互いに戦争をしない」という日中平和友好条約を自ら壊しに行くような今の流れは、やはりどこかおかしいと感じます。

戦争をする国にしてはならないと思います。そして自らの国土をアメリカ軍の為に戦場としていく今の流れはなんとしても止めていきたいと思っています。沖縄では、辺野古新基地建設に対する反対はありますが、思いは、「二度と沖縄を戦場としてはならない」ということです。全国の皆様にはこの沖縄県民の思いを、私たちの思いを共有していただき、今日の総会でも、皆様方の活発な意見交換を期待しております。

南城市長

瑞慶覧長敏さんの発言

南城市長の瑞慶覧長敏と申します。市長になって4年になりますが、この間平和のことに関する議論でも発信をしておりました。南城市には米軍基地はないのですが、ただ沖縄全体のこととして、平和のことは発信しないといけません。そして憲法に関してもそうです。



戦争の後25年間は、米軍の統治下でした。復帰をする時には、当時の大人たちは平和憲法のもとに戻るんだという思いで一生懸命運動をされていました。私も子どもながらに大人たちの頑張りを見てきましたので、憲法に対する思い、それから憲法9条に対する思いというのは、子どもの頃からずっと持っていました。平和憲法、9条のもとに沖縄は入って、沖縄の人権を守るのだ、その為の復帰運動だということでした。

復帰して来年50年目を迎えるわけです。でも沖縄県民はずっと米軍がらみの事件、事故に悩まされている。自由を阻害されている沖縄県民にとって、自由に向かうのは憲法9条だと思っているのです。是非、今後とも平和に向け、9条を守るためにも一緒に頑張ってまいりましょう。（なお、瑞慶覧さんは1月23日の市長選挙で当選がかないませんでした。）

